

令和8年度

市町村住民の助け合いで万ーに備えましょう

交通災害共済

しおり

交通事故が
多発しています

家族そろって
加入しましょう



360^〆円の掛金で、最高100^〆万円の見舞金!

大分県交通災害共済組合
各市町村（大分市・津久見市を除く）

交通災害共済制度のあらまし

加入できる方は？

- 市町村（大分市・津久見市を除く）に住民登録をしている方。
また、修学（学生）のため一時的に転出している方も加入できます。

※加入申込みをするときは、住民登録等の有無を必ず確認のうえお申込み下さい。
(住民登録がされていないことが後でわかった場合は、共済期間の開始日に遡って資格を喪失することになり、見舞金の支払いができませんので十分注意して下さい。)

※加入申込は住民登録をしている市町村で手続きして下さい。

共済掛け金は？

- 1人：年額 **360 円**（1人1口に限ります。）

※共済期間の開始日前に亡くなった方及び加入申込後に加入資格がなかったことがわかった方の掛金はお返しいたします。

共済期間は？

- 3月31日までに申込み → 4月1日～令和9年3月31日まで
- 4月1日以降に申込み → 掛金納入日の翌日から
令和9年3月31日まで

※共済期間中に転出した場合でも共済期間が終わるまで有効です。

加入方法は？

- 配布された申込書に必要事項を連記のうえ、掛金を添えて市町村の窓口または世話人さんなど所定のところに提出して下さい。

交通災害とは？

- 自動車・単車・電車・バス・航空機・船舶（定期便）・自転車などに乗っている事故やこれらの乗り物に接触・衝突等による事故。
(国内で発生した人身事故に限る)

共済見舞金は？

- 共済見舞金は治療実日数（病院に入院した日数及び通院した日数）に応じて、下表の等級区分によりお支払いいたします。

等級	区分	災害（交通事故）の程度	見舞金額
1 等級		死亡した場合	100万円
2 等級		自動車損害賠償保障法施行令別表第1級各号に掲げる障害	50万円
3 等級		治療実日数が180日以上の場合	20万円
4 等級		150日以上 180日未満の傷害の場合	15万円
5 等級		120日以上 150日未満の "	10万円
6 等級		80日以上 120日未満の "	8万円
7 等級		30日以上 80日未満の "	5万円
8 等級		7日以上 30日未満の "	3万円
9 等級		7日以上の場合	1万円

(注) 同一日の入院又は通院は1日として数えます。

(注) 9等級は、自損事故等で「交通事故証明書(人身事故扱い)」が添付できず「現認証明」の場合
2名以上の現認証明者が必要です。

(注) 2等級請求には、「自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書」が別途必要となります。

自動車損害賠償保障法施行令 別表第1級・抜粋

- | | |
|-----------------------------------|--------------------|
| ① 両眼が失明したもの | ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの |
| ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの | ⑥ 両上肢の用を全廃したもの |
| ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの | ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの |
| ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの | ⑧ 両下肢の用を全廃したもの |

もし

自転車・バイク等の転倒などのケガも
人身事故として警察へ届けましょう!

交通事故

にあったら
必ず警察へ届けましょう!



※事故証明(「人身事故」扱い)がないと9等級になります。



すぐ警察へ
届け出

人身事故として



交通事故
証明書の請求

(自動車安全
運転センター)

人身事故扱い



診断書の請求



見舞金の請求

(事故発生日から
1年以内)



見舞金の支払

× つぎのようなときは見舞金のお支払いはできません

- 加入者の自殺や故意による事故
- 酒気帯び運転による事故
- 無免許運転による事故
- スピード違反等の重大な過失による事故
- 農耕用自動車等を運転し耕作地内(道路以外の場所)で発生した事故
- 三輪車等の遊具による事故
- 歩行中の転倒・転落の事故
(シニアカー、車いすも歩行者扱い)
- 住民登録をしていないなど、加入資格がない期間に発生した事故

× 見舞金の全部又は一部を支給しない場合

- 天災により発生した事故
(天災とは、暴風、洪水、地震等及び異常な自然現象をいいます。)
- 酒気帯び運転、無免許運転、スピード違反等の車に同乗して災害を受けた場合
- 故意又は重大な過失による事故
- 組合長が特に不相当と認めたとき

個人情報利用について

加入資格や見舞金支払事務確認のために
加入者等の住所、氏名等の個人情報を必要な範囲で利用します。



見舞金の請求期間は事故が発生した日から1年以内です。

見舞金の請求は、交通事故が発生した日から1年以内に行ってください。また、見舞金の支払いを受けられた方で、その後継続して入院・通院による治療を要し、災害の程度が加重して上位の等級に該当するときは、その差額を請求することができます。

ただし、差額の請求は、前の見舞金の請求日から1年以内に行ってください。

見舞金請求に必要な書類

■事故にあった場合は、次の書類をそろえて市町村の窓口で提出して下さい。

※請求者の本人確認ができるもの（運転免許証やマイナンバーカードなど）

①交通事故証明書

（自動車安全運転センター発行のもの。人身事故扱いに限る。）

※災害の程度が9等級の場合は、現認証明書等

②医師等の診断書、施術証明書又は自動車損害賠償責任保険（共済）提出用診断書等。

※交通事故が起因の記載等が必要

死亡の場合は、死亡診断書
若しくは検案書（写し可）。

※「直接の死因」が「交通事故」となっているものに限る

③加入者証（写）

④印鑑（記名押印する場合）

⑤死亡の場合は戸籍謄本（写し可）

⑥その他必要と認める書類等

請求書、その他関係用紙は市町村の窓口にあります。
わからないことや詳しくのことについては、市町村の窓口でお尋ね下さい。



※交通事故証明書及び診断書等にかかる費用は加入者等の負担となります。

お問い合わせ・お申し込み先

別府市 電話番号

本庁	0977-21-1135
亀川出張所	0977-67-0174
朝日出張所	0977-67-1218
南部出張所	0977-25-1531

中津市

本庁	0979-62-9073
三光支所	0979-43-2050
本耶馬溪支所	0979-52-2211
耶馬溪支所	0979-54-3111
山国支所	0979-62-3111

日田市

本庁	0973-23-3111
前津江振興局	0973-53-2111
中津江振興局	0973-54-3111
上津江振興局	0973-55-2011
大山振興局	0973-52-3101
天瀬振興局	0973-57-8204

佐伯市

本庁	0972-22-3111
上浦振興局	0972-32-3111
弥生振興局	0972-46-1111
本匠振興局	0972-56-5111
宇目振興局	0972-52-1111
直川振興局	0972-58-2111
鶴見振興局	0972-33-1111
米水津振興局	0972-35-6111
蒲江振興局	0972-42-1111

臼杵市

臼杵庁舎	0972-63-1111
野津庁舎	0974-32-2220

竹田市

本庁	0974-63-1111
荻支所	0974-68-2211
久住支所	0974-76-1111
直入支所	0974-75-2211

豊後高田市

本庁	0978-22-3100
真玉庁舎	0978-53-5111
香々地庁舎	0978-54-3111

杵築市

本庁舎	0978-62-3131
山香庁舎	0977-75-1111
大田庁舎	0978-52-2222

宇佐市

本庁	0978-32-1111
院内支所	0978-42-5111
安心院支所	0978-44-1111

豊後大野市

本庁	0974-22-1001
清川支所	0974-35-2111
緒方支所	0974-42-2111
朝地支所	0974-72-1111
大野支所	0974-34-2301

千歳支所	0974-37-2111
犬飼支所	097-578-1111

由布市

本庁舎	097-582-1111
挾間庁舎	097-583-1111
湯布院庁舎	0977-84-3111

国東市

本庁	0978-72-1111
国見総合支所	0978-82-1111
武蔵総合支所	0978-68-1111
安岐総合支所	0978-67-1111

姫島村

姫島村	0978-87-2111
-----	--------------

日出町

日出町	0977-73-3111
-----	--------------

九重町

九重町	0973-76-2111
-----	--------------

玖珠町

玖珠町	0973-72-1111
-----	--------------